

# 広報 かわぐち

発行 新潟県川口町長 青柳 弘  
編集 川口町役場 総務課  
(〒949-75 ☎0258(代)89-3111)

## ご存知ですか!!

### 国民年金保険料 前納制度

#### 前納すると割引に

国民年金に加入している皆さん、国民年金には、一定期間の保険料を前払いできる「前納制度」があることをご存知でしょうか。  
単作農家の方のように年一回しかまとまった現金収入がない方や、毎月保険料を納めるのが面倒な方は、この前納

制度を利用すると便利です。もちろん、納め忘れの心配もありません。

また、この場合の納める保険料は、複利現価法で年利五分五厘の割り引きになりますので、お得です。例えば、平成四年度の一年間の保険料(一一六、四〇〇円)を前納すると、二、八一〇円が割引されます。

皆さんも、お得な前納制度をご利用してみたいかがでしょうか。

前納を希望される方は、町役場の担当窓口へどうぞ。

## 生徒募集

### 平成四年度

#### 小千谷高校校定時制

- ◆募集人員 普通科 四十名
- ◆願書受付 平成四年二月十日(月)から二月十七日(月)正午まで
- ◆学力検査日 平成四年三月十七日(火)
- ◆学力検査の教科 国語・社会・数学・理科 英語

#### ◆合格者の発表

平成四年三月十九日(木)の予定

◆二次募集(募集定員に満たない場合)の学力検査日 三月二十七日(金)

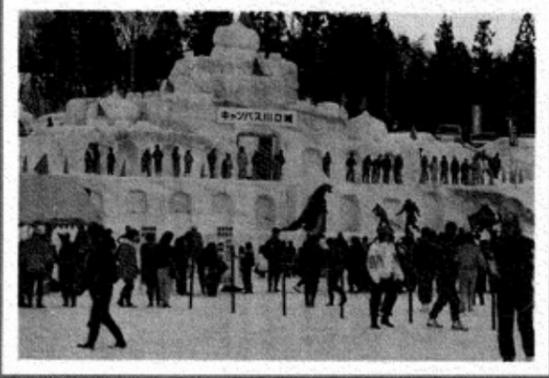
#### ◆その他

・過年度の卒業生で入学を希望する方は、出身中学校に出席手続等をお聞きください。  
・転・編入学を希望される方  
その他詳細については、県立小千谷高等学校校定時制へご照会ください。  
☎ 八三三二七〇(夜)

スノーフェスティバル '92  
第13回 町民雪まつり

- とき 3月1日(日) 午前10時～
- ところ 中山高原キャンパス川口 (公認陸上グランド)

～健康と心のふれあい～



## 精神保健相談

●日時 二月十二日(木)  
午後一時三十分～三時

●場所 福祉センター会議室(相談は個室で行います)

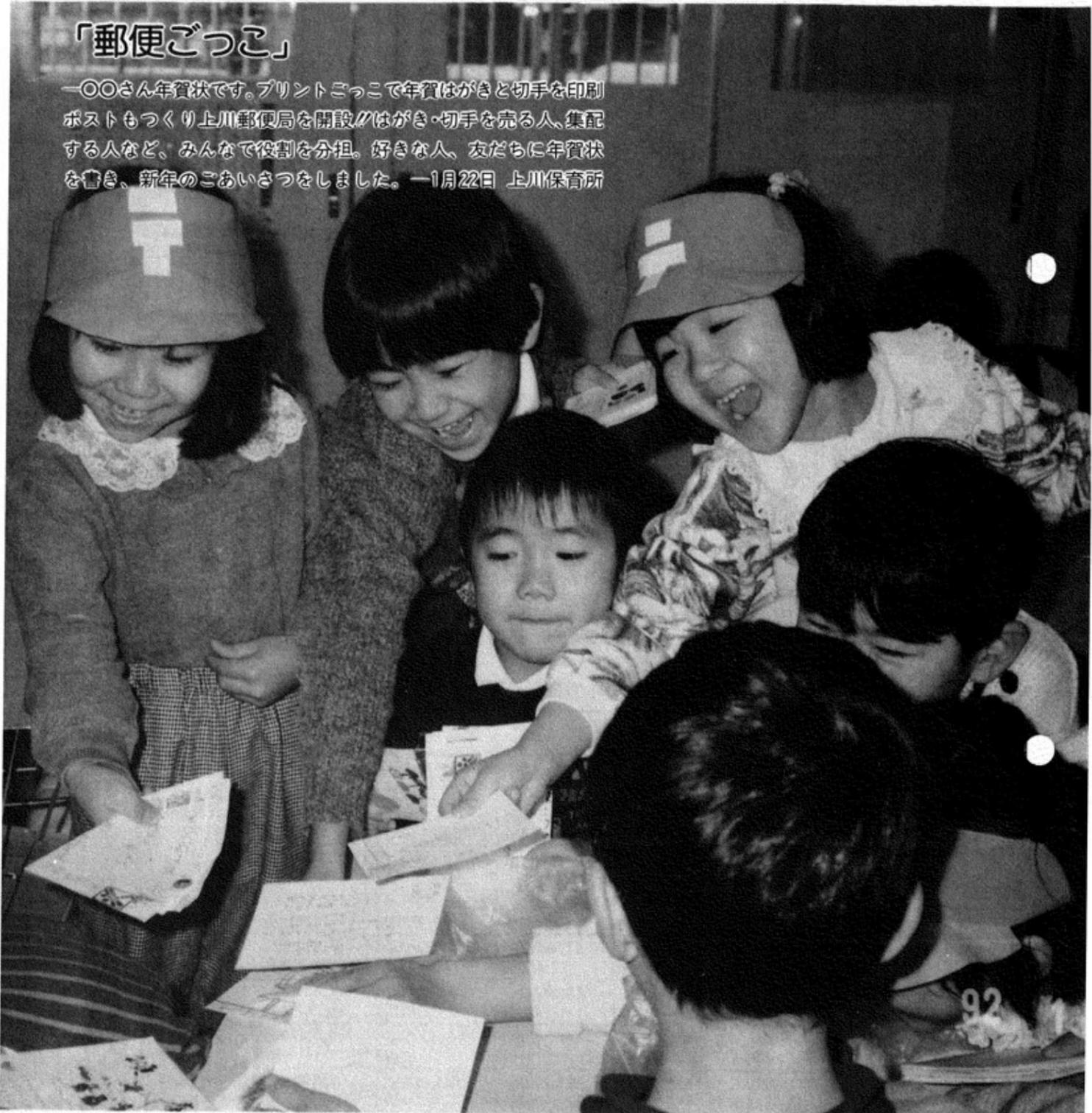
●内容 小出病院精神科医長(本田 医師)による診察及び相談  
※ノイローゼ気味で眠れない。全てわずらわしく何もしたくない。学校や職場を休みがちである。年寄りのボケ等でお困りの方はお気軽にお出ください。  
秘密は厳守します。



## 児童手当・父子手当 受給者の皆さんへ

二月期の支払日は二月十日です  
二月期の支払分を二月十日にあなたの指定金融機関口座に振り込みます。なお、個々の支払通知書は、これをもってかえさせていただきます。

人口	6,427人	平成4年1月20日現在
男	3,147人	
女	3,280人	
世帯数	1,525戸	



## 「郵便ごっこ」

—〇〇さん年賀状です。プリントごっこで年賀はがきと切手を印刷ポストもつくり上川郵便局を開設したのはがき・切手を売る人、集配する人など、みんなで役割を分担。好きな人、友だちに年賀状を書き、新年のごあいさつをしました。—1月22日 上川保育所

おまな内容	水田農業確立後期対策……………	2～3	2月～3月は税の申告時期です……………	8～11
	アメニティづくりで最優秀賞獲得……………	4～5	みんなのコーナー……………	12
	租税に関する宣言……………	6	統計からみた川口町……………	13
	町の火災・救急出動は?……………	7	お知らせコーナー……………	14～16

# 水田農業確立後期対策

## 減反面積(来年度)

### 五八・九二(ヘクタール)が配分

## 今年度比十一・五八ヘクトール減

率にして

### 一六・五%減

県は昨年十二月、水田農業確立後期対策における来年度(平成四年度)の転作等目標面積(減反)などを決め各市町村に配分した。これにより当町の来年度減反面積は、今年度より十一・五八ヘ、一六・五%減少し、五八・九二ヘとなった。

また、同時に配分された平成四年度他用途利用米は、今年度より二十一倍増の千二百十六ヘとなった。事前売渡申込限度数量も千九十一倍増の二万八千四百二十二ヘが配分された。

## 県全体では

### 一五・六%減

これにより、本県への配分は、今年度より五千八百八十一・六%減少し二万七千九百九十ヘとなり、各市町村への配分も、それぞれ一五%前後減少となった。

また、減反面積の各市町村への配分にあたって県は、後期対策における本県の基本面積(基本面積)は、この期間

## 過去における達成率

### 10%を超える

なお、当町に配分された来年度の転作等目標面積は、町の水田作付面積の約一二・〇%にあたります。町では、これから各地区への配分作業を進め、各農家に配分することとなるが、当町の目標面積達成率は、これまで水田農業確立対策が始まった昭和六十二年度一〇三・八%、六十三年一〇二・三%、平成元年度一〇二・六%、二年度一〇二%と、10%を超える目標を達成しております。また、消費拡大(平成二年度四千七百九十二kg相当)も図られています。

## 水田農業の活性化と

### 産地化形成

町では、転作を円滑に実施し、その定着と水田農業の確立を実現するために、これまで水田転作の団地化を推進するとともに、振興作物や転作物換金、転作物栽培と加工利用共同利用機械の導入などの助成にあたり、また、農地流動化による規模拡大や水

を通じる米の需給計画に応じ八十三万ヘとしている。

しかし、昨年における台風による風水害や低温、日照不足などにより、全国的な水稻作柄の低下等に伴い、国は平成四年度の転作等目標面積を軽減することとした。国全体では、その基本面積八十三万ヘから十三万ヘが軽減され、七十万ヘが配分された。



積となる平成二年度市町村目標面積を基準に、①作柄の低下等に伴う軽減(五千八百八十一ヘ)として②平成二年度市町村目標面積に依じた一律軽減、③水稻の作柄に応じた軽減、④目標未達成市町村に対する未達成面積の上乗せ、⑤ペナルティによる公平確保措置、⑥市町村を超える出入作移動に伴う調整などを行い配分した。また、他用途利用米のうち米は、配分前年度の出荷実績(三年産)により、もち米は前年度の配分数量を基本にそれぞれ配分された。また、事前売渡申込限度数量は、転作等目標面積の配分における同様の措置・調整などが行われ配分された。

田の高度利用・園芸と畜産の振興、実証圃の設置等を推進するなど、水田農業の活性化を図っています。

更に、農業を一つのビジネス(事業)としてと見え、複合営農と企業感覚を持った高生産専業農家(プロフェッショナル農家)の育成を図り、新しい農業の確立を目指して取り組んでいます。特に内水面近代化施設の整備による錦鯉の振興や、特用林産産地化形成総合条件整備事業の推進によるエノキの産地化形成の促進、当町の気候、風土にあつた「モロヘイヤ」、「アスパラ」、「スイカ」などの有望作物による産地化形成を図り、良質米の安定生産を進めながら、米に次ぐ町の特産品としての育成を目指して取り組んでいます。また、新年度においては、新規事業の導入による農業の活性化に向けての取り組みが行われます。

## 米の消費量と

### 後期対策

米の消費量は、年によって幅に変化があるものの減少傾向にあります。一方、生産力

## 米の消費と流通

は、生産技術の向上や基盤整備の進展等により高い水準で推移しており、依然として米の需給は、生産力が必要を大きく上回っている状況にあります。

こうした中で、後期策では農業者及び農業団体の主体的取り組みを基盤に、目標面積の配分にあたって、新たに地域調整や良質米生産地を考慮した傾斜配分が取り入れられるとともに、農業生産を担う地域・担い手や水稻生産量、生産調整の実施状況等が考慮され、またその対策の推進にあたっては、地域の条件を生かした多様な水田農業と水田利用の展開、地域輪作農法の面積拡大や質的向上などに重点をおいて進めることとしています。

また、米は国民の生活において主食として、最も重要な地位を占めているとともに、自給可能な農産物として、農業生産においても重要な地位にあります。そして、米の消費と流通にあつては、大消費地を中心に、自主流通米の上

## 良質米の志向と自主流通米

これらは、産地名を明確にした親しみやすい命名、包装の統一化等が工夫され、産地による活発な販売活動が展開されています。

このような消費者の良質米志向の強まりと、これに対応した産地における市場評価の高い米づくりへの取り組み等を背景に、自主流通米の流通量は増加しております。平成元米穀年度における主食用うるち米に占める自主流通の割合は五八%に達し、また、自主流通米の流通も広域化しています。

このように、自主流通米が米流通の主体となるなかで、今後、自主流通米については需要の動向を、生産・流通に十分反映させるため、いっそ

## 稲作のコスト低減 規模拡大等

うの価格形成の弾力化が求められています。

他方、米の需要動向に対応した生産の推進とともに、今後とも稲作のコスト低減を進めていくことが重要な課題となっています。稲作の生産性は、単収の増加や投下労働時間の減少など着実に上昇しており、また、農作業の受委託の進展は、稲作全体の生産性向上に寄与しています。一方、稲作経営による生産コストは作付規模により大きな格差があり、その主たる要因として労働費、農機具費の格差によるところが大であります。

稲作のコスト低減を図るためには、規模の拡大や生産の組織化による農業機械の共同利用、農作業の受委託を通じた作業規模の拡大を進め、小規模層における過剰投資の抑制、農業機械の効率的利用を図ることが重要であり、各地でコスト軽減に向けての取り組みが行われている。

### 県アメニティコンクール 表彰表

# アメニティびっくりで

# 最優秀賞獲得

# 県知事賞を受賞

## 川口町

一月二十七日、県自治会館で、ゆとりと潤い、安らぎのある豊かな郷土づくりを目指した新潟県農村アメニティコンクール（居住快適性）の表彰式が行われ、今年度の最優秀に選ばれた本町と、優秀に



選ばれた朝日村他三団体に県知事賞が贈られた。

同コンクールは、農村の豊かな自然や歴史、風土など、農村が持つ個々の資源を生かし、アメニティづくりに取り組んでいる市町村や集団組織を広く紹介するとともに、アメニティを目指した農村整備を進めようと、県、県土地改良連合会が主催し、毎年行われているもので、今回で第六回目。

### PNVSSの 成果により

コンクールは、農村アメニティの保全・形成活動の主体となる市町村、集団又は組織を対象に、県下全域から参加して行われ、この中から、昨年七月開催された同コンクール審査委員会で、アメニテ

ィの形成と保全に、最優秀事例として本町が選ばれ、最優秀賞を獲得した。これは、「定住構想の条件整備」や「都市と農村の交流事業」など、これまで進めてきた町づくりの成果が認められ、今回表彰されたものです。

### 審査の講評

この日、受賞団体の代表や関係行政機関、団体らが出席して表彰式が行われ、町からは青柳町長が出席し、県知事から表彰状が贈られた。続いて、今回受賞した最優秀、優秀事例について、審査の講評が行われ、本町にあっては、積極的な行政の取り組みによって、大きな成果を上げながらアメニティの形成と保全が図られ、町の活性化が進められていることなどが、発表さ

れた。

### 住みよい町づくり の意識の高揚

その中で、本町の町づくりがこれまで、相互に心のふれあうコミュニティを形成しながら、連帯と協力、助けあいを、大切であることを理念の基に「健康と心のふれあうスポーツの町」宣言や「レッツラブ川口運動の展開、そして「この町は君が住む町創る町」をキャッチフレーズに、行政の中にスポーツ・レクリエーション行事を大きく取り入れた町民皆



### 高速交通体系 網を活用した キャンパス川口

そして、近年の高速交通体系網を活用した整備を先取りして、緑豊かな自然を利用した、「野外学習のむら」、「生涯学習のむら」、「原始古代むら」の三つのゾーンからなる「滞在型家族旅行村」キャンパス川口の建設整備が行われるなど、町民の健康増進の場、憩の場として、更に都会の人々が、自然とのふれあい体験ができる町の中核施設として、また一大リゾート基地として、町の活性化が進められている。

### 中核農家の育成

#### 複合営農の推進

農業においては、農業を今後とも、町の基幹産業として位置づけ、良質米コシヒカリの生産振興やコスト低減を図りながら、一方、スイカ、アスパラガス、メロンといった複合作物の栽培振興や、モロヘイヤといった付加価値の高い新規作物の導入にも努力している。また、これらの成果が認められ、中核農家の育成と複合営農の推進による地域農業の活性化で、農林水産省構造改善局長賞を受賞している。

### 町民総参加の

#### お祭り

### 都市の農村交流

また、伝統文化において、町民総参加の川口三大祭（川口まつり・町民体育祭・町民雪まつり）を通して、棒おどりやあおり太鼓、武者行列といった伝統芸能・伝承行事が若い世代に継承され、保存に努めるとともに、この祭を利用して、都市との交流提携による、都市と農村交流にも積



### 各省庁の事業を 最大限に活用

また、国の各省庁の事業を最大限に活用し、それも、できうる限り投資効率を深めるため、一カ所に集中させる政治手法、いわゆる「川口方式」により、事業が推進されている。



農村アメニティの保全・形成に関連する事業の実施状況

年度	事業名	事業内容	年度	事業名	事業内容
S54-56	農村地域定住促進対策事業（農水省）	ほ場整備・多目的広場・野球場・テニスコート他生活改善センター他	S57	整備事業（農水省）（町）	農業集落排水施設整備・農村公園・営農飲雑用水施設整備
S55-56	西倉地区農村基盤総合整備事業（農水省）	ほ場、農道整備・揚水機・農用地開発・農業集落道・集会所施設・農村公園	S58	（町）	レッツラブ・カワグチ運動始まる
S55-56	農業構造改善村落特別対策事業（農水省）	連絡道路・健康管理センター	S58	第三期山村振興対策事業（農水省）	町民ファミリーハイキング始まる・ふくろうウォーク始まる
S55	工業再配置促進事業（通産省）（町）	フィールドアスレチック	S59	都市と農村交流事業（県）	用排水施設整備・育苗施設・きのこ生産施設・集会所施設
S56-60	新農業構造改善事業（農水省）	スポーツの町宣言	S60	公営住宅建設事業（建設省）（町）	東京都柏江市のとの交流モデル町指定
S56	雇用促進事業委託事業（労働省）（厚生省）（町）	キャンプ場・遊歩道・自然環境活用センター	S60	（県）	町営住宅建設
S56	上川地区農村基盤総合整備事業（農水省）	農村教養文化体育施設	S61	（町）	都市と農村交流全国大会出場
S56	農業水産総合振興事業（県）（町）	へき地患者輸送事業開始	S61	（県）	サイクルロードレース大会開催
S56	20世紀源流美術60人展開催	20世紀源流美術60人展開催	S61	観光レクリエーション地区施設整備事業（運輸省）	オートキャンプ場・レストハウス・エントランス広場・ピクニック広場
S56	農道整備・農業集落排水施設整備・農村公園・集会所施設	農道整備・農業集落排水施設整備・農村公園・集会所施設	S61	地域バリエーション育成事業（農水省）	ファミリーゴルフ場
S57	健康ウォーク・スポーツ少年団交流	健康ウォーク・スポーツ少年団交流	S61	防災まちづくり事業（消防庁）	防火水槽・消火栓・消防ポンプ
S57	農道整備	農道整備	S62	町制施行30周年事業（町）	ふるさと友好都市提携調印
S57	農道整備	農道整備	S63	農林水産総合振興事業（県）	集落開発センター
S57	農道整備	農道整備	H1	克雪タウン整備共同事業（建設省）	居住環境改善の総合的実験
S57	農道整備	農道整備	H1	水と緑の砂防モデル事業（建設省）	河川改修
S57	農道整備	農道整備	H2	地域個性形成事業（国土庁）	花と音楽のふれあい交流の杜
S57	農道整備	農道整備	H3	ため池等整備事業（農水省）	農道、農村公園等

# 「租税教育並びに青色申告と租税完納促進の町」を宣言!!

## 宣言

正しい申告と納税は、国民の大切な義務であり、このことが全うされてこそ、国の繁栄があり、地方自治体の健全な運営が行われます。わが川口町は、他にさきがけて町税の振替納税を実施しているが、これを契機に町は、国及び県と一体となり、一層の納税意識を高揚し、「人間性豊かな調和のとれた活力のある温かい川口町」の建設に向けて邁進することを誓い、ここに「租税教育並びに青色申告と租税完納促進の町」を宣言する。

平成四年一月二八日  
川口町



町は一月二十八日、「租税教育並びに青色申告と租税完納促進の町」を宣言した。これは、税に対する知識の普及や納税意識の高揚を図るうと、宣言が行われたもので、県内では二番目の宣言となり

当町の「税」に対する取り組みが、国や県の上級機関から高く評価されている。正しい税知識と納税 私たちの税金は、国や地方

自治体が、行政活動を通して生活に欠くことのできない、公共サービスなどを提供しています。そして、町にとっても町民の正しい「税知識」による納税は大切な課題であります。

### 協議会を設立

こうしたことから、町では国や県の指導をいただきながら、「租税教育」の徹底に向けて、その組織づくりの準備を進めるとともに、税の知識普及への要請(町商工会)の中で、宣言が行われることとなったものです。

この後、「川口町租税教育並びに青色申告と租税完納促進協議会」の設立総会が行われ、会則や事業計画が承認された。これにより、同宣言に伴う具体的な活動が同協議会によって進められることとなります。

宣言にあたり、同式典がサン・ローラ川口で行われた。この日、関東信越国税局長をはじめ上級関係機関や町議会、総代会、青色申告会、建設業協会、商工会など、各界の代表者らを多数招き、町から宣言文が朗読された。

### 「租税教育」

#### 普及の徹底

続いて、青柳町長が式辞を述べ、その中で、町民の正しい税知識は、川口町の将来にとって欠くことのない極めて大切な行政テーマの一つであります。川口町が、二十

一世紀への歩みを確かなものにするためには、二十一世紀の指導者にならなければならぬ、子供達を含めた租税教育の普及の徹底を図ることは極めて重要なことでありますと挨拶を行い、宣言の意義について述べた。

## 町の火災・救急出動は?

町の過去五年間の火災、救急出動の推移をまとめてみました。

### 損害額が増加

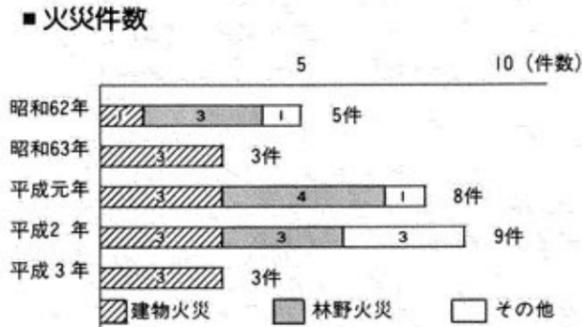
火災件数は、五年間で二十八件、年平均五・六件ですが、特に注目するのは、建物火災が横ばい状態ながら、年々損害額は増加し、昨年は、過去最高の約二千九百万円となりました。

火災は、「たばこの放置」「天ぷら鍋のかけっぱなし」「暖房器具の取扱いの不注意」など、大半は人的要因から発生しています。

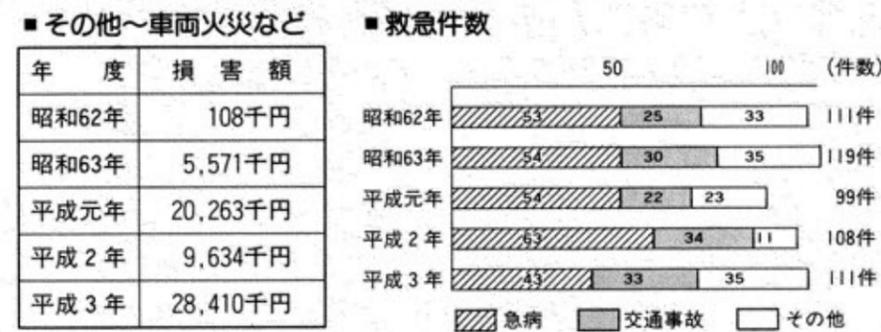
少しの油断から火災を起こすことなく、本年も無火災に向けて、より一層の「火の用心」をお願いいたします。

### 急病・交通事故が半分以上

救急件数は、五年間で五百四十八件、年平均百九・六件でほぼ横ばい状態にあり、出動種別では急病、交通事故が半分以上占めており、これは



### <過去5年間の出動状況>



### 消防署川口出張所

小千谷地域全管内においても同様な状況であります。

#### 一般の方も

#### 応急処置方法を

毎年、急病の中でも、高齢者の方が半数以上搬送されており、日頃の健康管理に家族共々十分配慮していきたいものです。

また、救急現場に到着した時、傷病者が不安定な状態に置かれている事がありますが症状の悪化を防ぎ、救急処置が的確に素早くできるよう、一般の方からも救急法講習会等を通じ応急処置の方法を習得していただきたいと思っております。

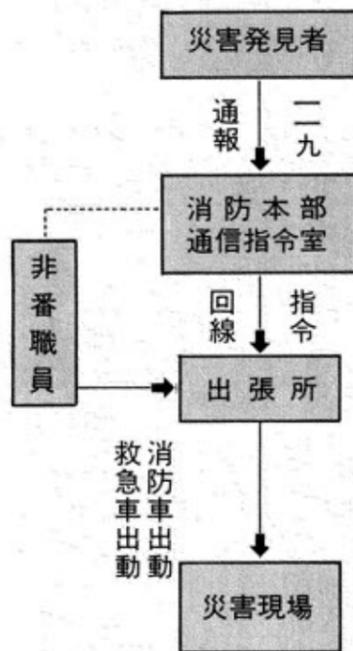
消防署川口出張所は、川口町全域と小千谷市の一部(内ヶ巻、川井地区、東小千谷地区の一部)及び高速道路を管轄しております。

職員は、現在出張所長以下十一名。消防ポンプ自動車、救急自動車、指令車の各一台が配備され、所長を除く十名の職員が五名一組の二十四時間交代(隔日勤務)で災害出動に備えています。

また、火災、救急出動等の災害活動の他、一般家庭、事務所、工場、飲食店などの防火立入検査、救急法講習会、消火避難訓練等の指導を行い、火災予防や消防水利(防火水槽、消火栓等)の点検調査、消防操法訓練、レスキュー訓練などを行い、万一の災害発

生に備え万全の体勢がととのえられています。「一九九番」通報(図)により「消防本部通信指令室」に入電(受信)され、指令室から指令回線(専用電話、無線、緊急一斉放送)を通して、出張所へ出動指令が行われます。「一九九番」通報は、「場所」「目標物」「どんな状況」等を正確に通報してください。なお、災害が発生し出動した場合、出張所は非常召集(非番職員)の間(約十五分間)位)無人となります。なお、災害情報を知りたい場合は、☎八三三〇三〇(災害情報電話)でお知らせしています。

### 緊急通報図



●住民税における控除

住民税における各種の控除は、昨年とほとんど変わっていませんが、寄附金控除の対象が、次の2つが新設され拡大されました。この控除を受けられる方は、それぞれの団体が発行する領収書が必要です。

●住民税における寄附金控除

- 新潟県共同募金会に対する寄附金の額が、10万円を超える場合にその超える寄附金を控除する。
○日本赤十字社新潟県支部に対し、前年中(平成3年4月1日から9月30日までの間)に10万円を超える寄附を行った場合に、その超える寄附金を控除する。
なお、住民税の主な控除は次のとおりです。

◎公的年金控除

Table with columns: 年令, 公的年金等の収入金額の合計額, 控除額. Rows include 65才以上 and 65才未満 categories with various income brackets and corresponding deduction amounts.

◎生命保険料控除

Table titled '最高3,500円から35,000円に' showing deduction amounts for life insurance premiums. It lists premium ranges and the corresponding deduction calculation (e.g., 支払った保険料 x 1/2 + 7,500円).

◎損害保険料控除

Table showing deduction amounts for damage insurance premiums. It is divided into '短期' (Short-term) and '長期' (Long-term) categories with sub-tables for different premium ranges.

2月～3月は税の申告時期です

住民税の申告相談は2月17日から受け付けします

今年も申告の時期がやってきました。町(財政課)では、2月17日から各地区を巡回して、住民税の申告相談を受け付けいたします。なお、申告相談の日程及び会場は次の通りです。できるだけ各日程の会場で、申告相談を受けられるようご協力をお願いします。

●申告が必要な方

住民税の申告が必要な方は……サラリーマンなどで、年間所得が給与所得のみの方は、会社で年末調整が行われますので、住民税や事業税の申告は不用です。よって、給与所得以外の所得のある方や、所得税がかからないため、確定申告の必要がない方は、住民税の申告が必要です。

●申告に必要なもの

- 申告相談時に必要なものは次のとおりです。
①給与、年金等の源泉徴収票、収入・支出の資料
②配偶者特別控除(夫や妻)を受けられる方は、配偶者の収入や所得金額の明細書。
③雑損(住宅にかかった除雪経費など)、医療費、社会保険料、生命保険料などの領収書や証明書(※医療費などで領収書の枚数が多い場合は、事前に集計しておいて下さい。)
④被保険者証、印鑑
などを持参して該当する会場におでかけください。

住民税申告相談日程及び会場

Large table listing the schedule and venues for tax consultation. Columns include Date (期日), Region Name (地区名), Time (時間), and Venue (会場). It lists dates from Feb 17 to Mar 11 across various districts like Hachiro, Uehara, Nagatsuka, etc.

※ 税務署による納税相談は2月21日(金)ですが、営業・事業・外交員などの所得のある方は、できるだけこの日に申告相談を受けるようにして下さい。
なお、譲渡所得のある方は、ごめんどうでも小千谷税務署までお出かけ下さい。
※ 都合で当日会場へこられない方は、2月21日(金)町商工会館又は3月7日(土)、8日(日)の福祉センターへおいで下さい。

住宅取得控除

最高二十五万円に

新築された住宅で、金融機関からの借入金があり、所得税を納めている場合に住宅取得控除が受けられます。平成三年四月一日以後に入居された家屋について、次のように改正されました。
①借入金の年末残高の限度額が三千万円(改正前二千万円)に引き上げられ、控除額が最

- 源泉徴収票
○ 住民票
○ 家屋の登記簿謄本又は抄本
○ 請負契約書の写し
※一年目の控除は、確定申告により、次の書類が必要です。
○ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

Graphic with vertical text '申告は正しく' and '2月17日から3月16日まで'. Includes a cartoon character holding a sign that says '確定申告' (Tax Return).

所得税の確定申告は、2月17日から3月16日までですが、期限間近かになりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくうえ、落ち着いて相談できなかつたりします。できるだけ早くお済ませ下さい。
確定申告をしなければならぬ方が申告しなかつたり、誤った申告をしたらしますと後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%の加算税が課され、更に、延滞税も納めなければならないこととなります。
また、確定申告の期間中税務署のほかに市町村や税理士会でも相談に応じます。
確定申告はお早めに。

# Q 不動産取得税は どんな税金ですか？

不動産取得税は、不動産(土地や家屋)を取得した個人や法人にかかる税金です。

## ◎納める人

土地や家屋を売買・交換・贈与・建築(新築・増築・改築)などにより取得した人です。

## ◎納める額

○不動産価格に税率を乗じて計算します。  
○不動産の価格(具体的には、市町村の固定資産課税台帳に登録されている場合には、その価格です。)

取得した  
不動産の価格 ×  $\frac{4}{100}$

(平成4年6月30日までに)  
取得した住宅は  $\frac{3}{100}$

1階(高床部分)	100㎡の1割 = 10㎡
2階	= 90㎡
3階	= 90㎡
合計	190㎡
	190㎡ < 200㎡

よって、200㎡以下となり、面積要件を満たしている。

次に価格の要件1㎡当たり15万3千円以下であるかどうか見てみる

高床部分(1階)	1㎡ = 40,000円
木造部分(1~2階)	1㎡ = 79,000円
高床部分	40,000円
木造部分	79,000円
合計	< 153,000円

よって、15万3千円以下となり価格要件を満たしている。以上により、住宅の特例控除の二つの要件(面積及び価格)を満たしていることにより特例控除が受けられ住宅として税金の額が計算されます。

## ◎税金がかからない場合

- 非課税
  - 次のような不動産の取得は課税されません。
    - ① 相続によって不動産を取得した場合
    - ② 公共の用に供する道路などの用地を取得した場合
    - ③ 一定の者が、学校や福祉施設を取得した場合

# Q 税金が軽減されるのは どんな場合ですか？



### 1 住宅の特例控除

税金が軽減される場合に、住宅の特例控除があります。次の要件のすべてを満たす住宅を取得した場合は、特例控除を受けることができます。

### 面積要件

既存の住宅の面積	180㎡
増築の面積	30㎡
合計	210㎡
	210㎡ > 200㎡

### 価格要件

1㎡当たり  
200万円 ÷ 30㎡ = 66,666円  
66,666円 < 153,000円

よって、価格要件は満たして(15万3千円以下)いるが、面積要件は200㎡以上となり、二つの要件を満たしていないことから、特例控除を受けられない住宅として税金の額が計算されます。

## 納める額は 6万円

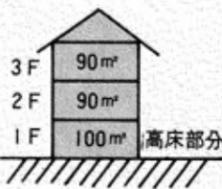
### 税額の計算

(評価額)200万円  
× (税率)3%  
= 6万円

▲控除額▼  
一戸につき1千万円(平成元年三月三十一日までの取得は4百50万円)を価格から控除されます。

では、計算例によりこの特例控除の具体的な計算をしてみましよう。

(計算例1) 専用住宅を  
新築した場合



- 建築年 平成3年5月
- 建築面積 280㎡(1階100㎡、2階90㎡、3階90㎡)
- 評価額  
高床部分(1階)4百万円  
木造部分(2階・3階)1千4百万円 || 合計1千8百万円

この場合、まず特例控除を受けられる面積要件(20㎡以上200㎡以下)に該当するかどうか見てみると  
●高床式住宅は、床面積の1割を加えて計算します。

## 2 中古住宅の 取得の場合

中古住宅を取得した場合、次の要件のすべてを満たし、新築年月日の区分に応じた控除がされます。

### ◆要件

- ① 取得者が自分で住むための住宅
- ② 床面積が40㎡以上200㎡(昭和62年3月31日までの取得は165㎡)以下の住宅
- ③ 1㎡当たりの価格が一五三、〇〇〇円(平成2年12月31日までの取得は一〇九、〇〇〇円)以下の住宅
- ④ 新築後10年(鉄筋コンクリート造などの木造以外の構造の住宅は15年)以内の住宅

### 3 住宅用土地の 減額(1/4)

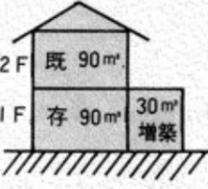
住宅用土地については、土地の評価額の4%の不動産取得税がかかります。

- ① 土地を取得した人が、取得した日から2年以内にその土地の上にある住宅を取得した場合
- ② 土地を借りるなどして、住宅を取得した人が、その取得後一年以内にその土地を取得した場合

※なお、住宅用土地の減額の他に、代替不動産の特例、減免などの特例措置があります。これらの税額の計算など詳細については、小千谷財務事務所へお尋ね下さい。  
☎ 八二一六三六一

- 建築年 平成3年10月
- 建築面積 30㎡
- 評価額 200万円
- 既存の面積 210㎡(1階90㎡・2階90㎡)

(計算例2) 専用住宅を  
増築した場合



### 税額の計算

(評価額) 1,800万円 - (特別控除額) 1,000万円  
× (税率)3%  
= 24万円

## 納める額は 24万円

取得した不動産の種類、所在地、取得年月日などを、その不動産所在地の市町村長を通じて都道府県知事に申告しなければなりません。納税は、県知事(財務事務所)から交付される納税通知書に記載されている日まで行います。

## ◎納税



# 若者(二十歳代)の相談が多くなっています

県及び市町立の消費生活センターに寄せられる苦情相談件数が増加しています。

特に二十歳代の若者の相談が多くなっています。「巧みなセールスにつられて」「執拗な売り込みに根負けして」「つい契約してしまったが、よく考えてみると高額であるし、特に必要なものではないので解約したい」という相談です。契約するまでは懇切丁寧に応接されたが、解約を申し出ると「解約しないよう執拗に、あるいは脅迫的に説得された」「ようやく解約できたが既に支払ったお金を返してもらえない」といった相談もあります。

未成年者の契約は、親の同意がない場合には取消しができますが、成人になるとこの取消しができにくくなります。勧誘に問題がない場合、クーリングオフ期間を経過した契約を取消すには、相手の同意が必要となり一方的に解約できません。解約に当たって高額

な解約手数料を請求された等という相談も目立っています。解約には、大変な労苦といやな思いが伴うことがあることを考えて、契約は慎重に、いらないものは「いらぬ」と勇気をもってハッキリ断る

嘘を言うセールスを禁止してあります。うまさ話には、裏があると考えたほうが賢明です。

二十歳になったばかりの人をねらう悪質商法が多くありますので、被害にあわないよう注意しましょう。また、被害にあったり、被害にあった人が近くにいたら、もよりの消費生活センターに早めに相

## 成人になったら 気をつけよう!!

### 悪質商法に注意

#### 被害にあったら 早めに相談しましょう

ことが大切です。

契約する際には、親しい人に相談するなど慎重にし、クレジットを組むときは、支払額をよく確かめ、返済計画を考えて契約する等の注意が必要です。訪問販売などでは、脅迫的なセールスや必ず儲かる等と

談しましょう。

- 県消費生活センター  
〇二五二八五四一九六
- 長岡市立消費生活センター  
〇二五八三三〇〇三二

## 奨学生募集

町では学業に優れた健全な大学生で、経済的理由で修学困難な者に奨学金を貸与して、学業に専念できるよう援助することを目的に奨学生を募集しています。希望する方は、教育委員会にご相談ください。

- ◆ 奨学生の資格
  - 一年前から町内居住者で、次に該当するもの。
    - ① 大学生又は短大生
    - ② 平成四年度一学年が原則
    - ③ 別に定める所得等の選考基準を満たす者
- ◆ 貸与予定人数 四名
- ◆ 奨学金の額 月額二万円
- ◆ 奨学金の利息 なし
- ◆ 貸与の期間
  - 貸与決定の月から在学期の最短修業年限まで
  - 貸与終了から最長八年以内
- ◆ 保証人 二名
- ◆ 申請の期限 三月十六日(月)
- ◆ 申請時の添付書類
  - 成績証明書、住民票

## 人にやさしい、都市にやさしい、都市ガス 家庭でガスをご使用の方へ

### ときどき窓をあけて換気

- 開放型ストーブをご使用中は、30分から1時間に1回1分ほど窓を開けて、換気してください。



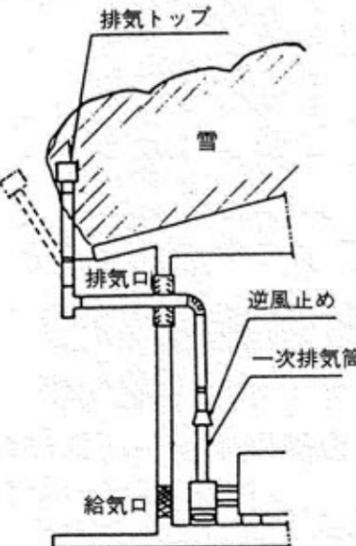
### ガスをついたら必ず換気

- 小型湯沸器は、換気扇を回すか、窓を開けてご使用ください。
- 冷房中・暖房中は窓をしめきりがちなので、特にご注意ください。



### 排気筒や給気口(換気口)はときどき点検

- 強い風や、大雪のあとは外に出て、排気筒のはずれやこわれないかどうか点検してください。
- 給気口は物でふさいだり、目ばりをしていないかどうか点検してください。
- ふろがま、大型湯沸器、大型ストーブなどで排気筒や給気口を必要とする器具は、正しい施工方法で必ず排気筒などを取付けてください。
- 排気筒などの設置や修理は、専門工事業者にご相談ください。



## 新春 囲碁大会結果



平成四年一月十九日(日) 於川口町福祉センター

### 囲碁の部

A組		B組		総合優勝		松組		竹組		小学生の部		総合優勝		総合準優勝			
一位	中林 貞三	一位	山田 克己	一位	中林 貞三	一位	平野 沢	一位	関和 雄	一位	内藤 武二	一位	野崎 陽次	一位	阿部 栄次	一位	平野 沢
二位	岡村 徹	二位	大淵 昇	二位	大淵 昇	二位	星野 功	二位	星野 功	二位	星野 功	二位	星野 功	二位	小林 次	二位	沢 錦
三位	栗原 稔	三位	古田 淳治	三位	古田 淳治	三位	上村 功	三位	上村 功	三位	上村 功	三位	上村 功	三位	小林 次	三位	沢 錦
総合優勝		総合優勝		総合優勝		総合優勝		総合優勝		総合優勝		総合優勝		総合優勝			
山田 克己		中林 貞三		中林 貞三		山田 克己		山田 克己		山田 克己		山田 克己		山田 克己			

## 立春大吉

一月四日(丙)の「立春」は、春の始まる日。四季の始めの「春」は、旧暦(陰暦)では一月から三月までですが、陽暦ではほぼ一月から四月までに相当します。また、気象学上の春は三月から五月までで、感覚的にはこれが一番ぴったりといえるでしょう。

「春」の語源としては、草木の芽が「張る」、天気「晴る」、田畑を「墾る」など、「はる」という動詞の結びつきが考えられます。

陰暦では、立春の前夜が年頭に当たっていたので、春という言葉は新年の意味が使われました。明治五年に新暦(陽暦)に改められてから、すでに百年以上たちましたが、いまでも厳寒の正月に「初春」とか「迎春」といった表現が用いられるのは、その名残です。

立春の日に、曹洞宗の禅寺では、「立春大吉」の四字を紙の札に大きく書いて、門に貼り出すならわしがあります。

「大吉」は、占いで最高の運勢を意味しますが、「立春」と組み合わさると、いつそう明るい響きの言葉になるようです。



### 子育てテレホンサービス

☎ 89-4363

2/3~2/9	中学生期	子どもの進路と親の意見
2/10~2/16	幼児期	じっとしていない幼児
2/17~2/23	小学生期	健康な体
2/24~3/1	中学生期	中学生の子どもとの対話
3/2~3/8	中学生期	友だちづき合い

### 平成3年度第4回 個人住宅建設資金融資申込受付中

- 受付期間 平成4年1月27日(月)~3月13日(金)
- 融資金利 5.2%・5.65%・6.1%・6.2%

詳しいことにつきましては、住宅金融公庫北関東支店(電話0272-32-6656)またはお近くの住宅金融公庫業務取扱金融機関にご相談下さい。

進学校合格証明書  
申請用紙、資料の請求  
町教育委員会  
電話(代)八九三二二一  
内線一七〇又は一七一